

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施（7件）	(統 計 課) 1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害保健福祉課) 3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）	(治山林道課) 3
○道路の区域変更（2件）	(道 路 課) 3
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防政策課) 4
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(12・13掲示) 4

告 示

高知県告示第1号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成24年1月6日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
平成24年家畜頭羽数調査（乳用牛調査）
- 調査の目的
本県における家畜（乳用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
戸
 - 属性
乳用牛飼養農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
 - 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - 畜舎の構造、棟数及び面積
 - 糞尿処理設備及び機械装備
 - 堆肥の生産量及び利用方法
 - 飼養管理方式
 - 搾乳方式
 - 県外からの導入状況
 - 頭数内訳
 - 自給飼料関係
- その基準となる期日
平成24年2月1日現在
- 報告を求める者
 - 数
86戸
 - 選定方法
全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - 調査方法
調査員調査
- 報告を求める期間
平成24年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第2号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成24年1月6日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
平成24年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）
- 調査の目的
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
戸
 - 属性
肉用牛飼養農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - 畜舎の構造、棟数及び面積

- 糞尿処理設備及び機械装備
- 堆肥の生産量及び利用方法
- 経営形態
- 飼養管理方式
- 県外からの導入状況
- 頭数内訳
- 自給飼料関係

- その基準となる期日
平成24年2月1日現在

- 報告を求める者
 - 数
240戸
 - 選定方法
全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - 調査方法
調査員調査
- 報告を求める期間
平成24年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第3号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成24年1月6日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
平成24年家畜頭羽数調査（豚調査）
- 調査の目的
本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
戸
 - 属性
豚飼養農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - 畜舎の構造、棟数及び面積
 - 糞尿処理設備及び機械装備
 - 堆肥の生産量及び利用方法
 - 経営形態

<p>カ 県外からの導入状況 キ 頭数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成24年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 24戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成24年1月上旬から同年2月15日まで</p> <p>高知県告示第4号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 平成24年1月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成24年家畜頭羽数調査(鶏調査)</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜(鶏)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 鶏飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項 ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等) イ 畜舎の構造、棟数及び面積 ウ 糞尿処理設備及び機械装備 エ 堆肥の生産量及び利用方法 オ 飼養管理方式 カ 鶏舎形態 キ ヒナの県外からの導入状況 ク 羽数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成24年2月1日現在</p>	<p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 154戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成24年1月上旬から同年2月15日まで</p> <p>高知県告示第5号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 平成24年1月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成24年家畜頭羽数調査(馬調査)</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜(馬)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 馬飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項 ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等) イ 施設の構造、棟数及び面積 ウ 飼育目的 エ 頭数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成24年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 5戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。</p>	<p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成24年1月上旬から同年2月15日まで</p> <p>高知県告示第6号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 平成24年1月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成24年家畜頭羽数調査(めん羊・山羊調査)</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜(めん羊・山羊)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 めん羊・山羊飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項 ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等) イ 飼育目的 ウ 品種別飼養頭数</p> <p>(2) その基準となる期日 平成24年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 6戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成24年1月上旬から同年2月15日まで</p> <p>高知県告示第7号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 平成24年1月6日 高知県知事 尾崎 正直</p>
--	--	--

- 調査の名称
平成24年家畜頭羽数調査（その他の家畜調査）
- 調査の目的
本県における家畜（その他の家畜）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
戸
 - 属性
その他の家畜飼養農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 種類
 - 戸数
 - 頭羽数
 - 主な品種
 - その基準となる期日
平成24年2月1日現在
- 報告を求める者
 - 数
15戸
 - 選定方法
全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - 調査方法
調査員調査
- 報告を求める期間
平成24年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の	育成医療又は更生医療に関する診療科において担	指定年月日
---------	----------	--------------	------------------------	-------

		種類	当する医療の種類	
よつば薬局	安芸市土居1977-5	育成医療及び更生医療		平成23年12月1日
訪問看護ステーションドリームチーム	南国市大桶甲1253-1 中澤ハイム1階	〃		〃
有限会社サンファーマシーなごみ薬局	須崎市赤崎町7-21	〃		〃
花りん薬局	吾川郡いの町天王北三丁目2-1	〃		〃

高知県告示第9号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成11年12月農林水産省告示第1617号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第10号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第

249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年8月農林水産省告示第1087号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第11号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成12年10月農林水産省告示第1327号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年1月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見寺野258番から 高岡郡中土佐町大野見寺野182番1まで	前	13.0 }	58
	後	13.0 }	
		36.0 }	
		31.0 }	58

高知県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年1月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津野川字城平27番1から 四万十市西土佐津野川字コヲシノクボ303番2まで	前	3.0 }	602
		16.5 }	
四万十市西土佐津野川字城平653番1から 四万十市西土佐津野川字コヲシノクボ304番1まで	B	8.2 }	550
		73.2 }	
四万十市西土佐津野川字城平653番1から 四万十市西土佐津野	後	8.2 }	550

川字コヲシノクボ 304番1まで	73.2
---------------------	------

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成24年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成24年2月1日（水） 高知県立人権啓発センター	消火設備	午前9時から午後5時まで
平成24年2月2日（木） "	避難設備及び消火器	"
平成24年2月3日（金） "	警報設備	"

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成24年1月11日（水）から同月20日（金）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,896人である。

平成23年12月13日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫